

令和7年度 豊島区被災建築物応急危険度判定 模擬訓練

令和8年1月22日(木)

豊島区都市整備部建築課

注意事項

- 食事はご遠慮ください。水分補給は問題ございません。
- 館内・敷地内は、全面禁煙です。
- 訓練開始後は、携帯電話はマナーモードにしてください。
- お手洗いは、前方の扉から出た先にございます。
ロビーには他の利用者もいますので、お気を付けください。
- 配布済の青ファイルの判定事例集につきましては、取扱注意でお願いします。
- 展示資料は、写真撮影は禁止です。
- 会場の都合上、17時までに完全撤収の必要がございます。
訓練のスムーズな進行に、ご協力をお願いいたします。
- 進行内容は、内部での振り返りや今後の運営改善目的のため、録音させていただきます。
- 訓練の様子は、ホームページに掲載するために、写真撮影させていただきます。

被災建築物応急危険度判定とは

■目的（応急危険度判定基準より抜粋）

応急危険度判定は、地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果に基づいて恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次的災害を防止することを目的とする。

応急危険度判定結果
調査済
INSPECTED

- ◆この建物の被災程度は小さいと考えられます
- ◆建物は使用可能です

建物名称
注記

整理番号
判定日時 月 日 午前・午後 時現在

豊島区 災害対策本部 電話3981-1111

**建築物は
使用可能**

応急危険度判定結果
要注意
LIMITED ENTRY

- ◆この建物の立ち入る場合は十分注意してください
- ◆応急的に補強する場合は専門家にご相談ください

建物名称
注記

整理番号
判定日時 月 日 午前・午後 時現在

豊島区 災害対策本部 電話3981-1111

**立入りには
十分注意**

応急危険度判定結果
危険
UNSAFE

- ◆この建物の立ち入ることは危険です
- ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください

建物名称
注記

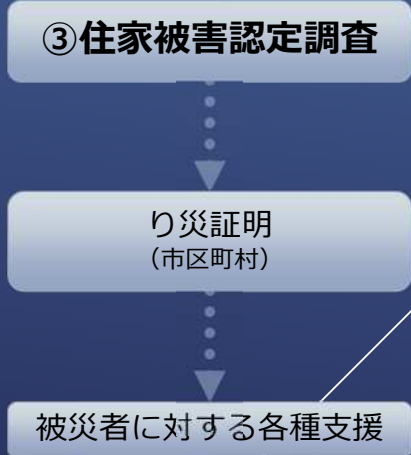
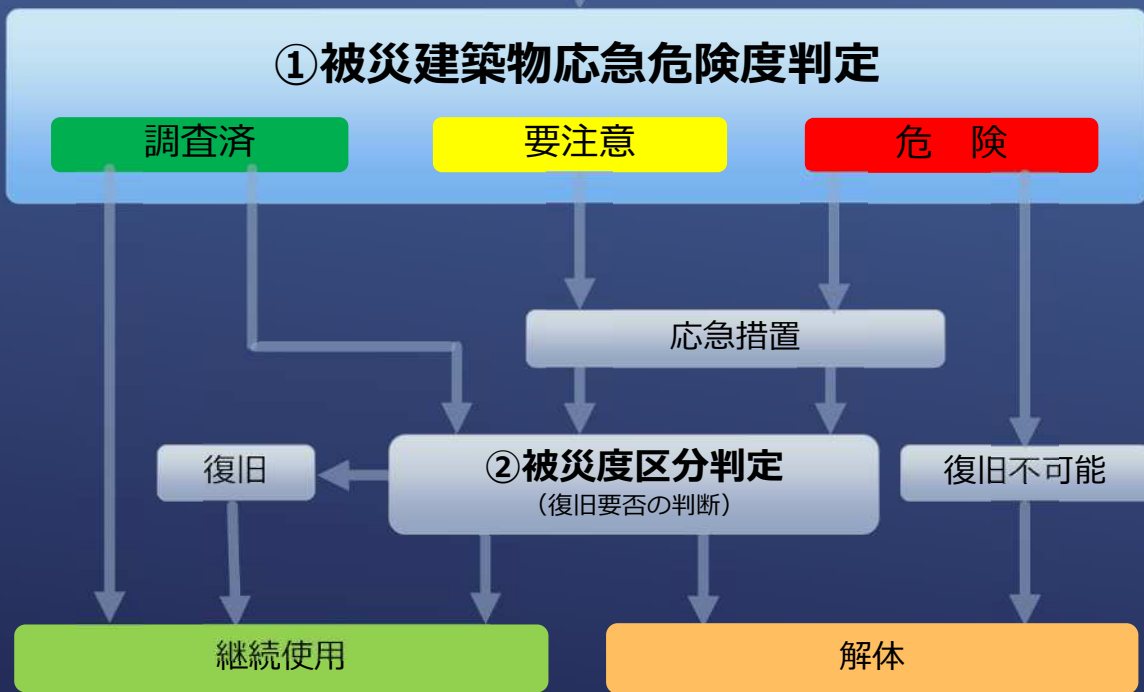
整理番号
判定日時 月 日 午前・午後 時現在

豊島区 災害対策本部 電話3981-1111

**建築物には
立入らない**

被災後の建築物の判定の流れ

大地震による住家被害の発生



判定員の種類

地元判定員

豊島区内在住・在勤の判定員

協定判定員

災害時協定を締結した東京都建築士事務所協会豊島支部
所属の判定員

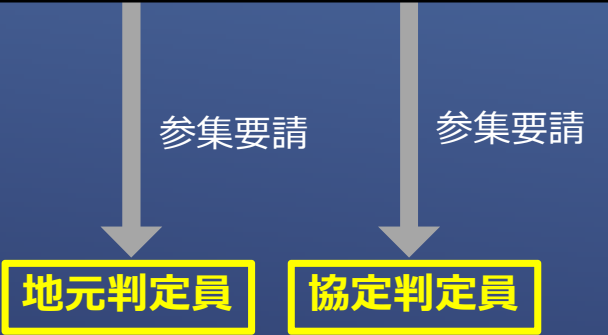
応援判定員

豊島区以外の市区町村、他都道府県に在住する判定員

判定までの流れ



豊島区都市整備部建築課
判定実施本部を設置
判定実施要否を判断（震度6弱以上は原則実施）



判定員の支援要請
東京都
判定支援本部を設置

- ・ 都内市区町村、関係団体へ支援要請
- ・ 他道府県へ支援要請



豊島区の判定拠点
判定活動実施

豊島区
判定実施本部業務終了、結果整理など

判定員への連絡例文①

メール件名：被災建築物応急危険度判定（第一報）

こちらは豊島区建築課です。

豊島区は、本日の地震により被災建築物応急危険度判定を実施することを決定しました。

判定計画の詳細については改めてご連絡しますが、取り急ぎ、参集の可否について、以下の内容をご回答くださいますようお願い申し上げます。

- 1 判定員登録番号
- 2 氏名
- 3 参集可能な日程
 - (1) 第1陣 1月25日～1月27日
 - (2) 第2陣 1月28日～1月30日
 - (3) 第3陣 1月31日～2月2日
 - (4) 参集不可
- 4 回答先
豊島区応急危険度判定実施本部（建築課）
電話：03-3981-1391
メール：A0023000@city.toshima.lg.jp

なお、参集に当たっては、ご自身とご家族の安全確認を行ってからとしてください。
以上、よろしくお願いいたします。

判定員への連絡例文②

メール件名：被災建築物応急危険度判定（第二報）

こちらは豊島区建築課です。

豊島区では、昨日の地震により応急危険度判定を実施することを決定しました。判定期間は1月25日から2月2日です。貴殿の参集日時の詳細については、下記のとおりです。

- 1 貴殿の判定活動期間 1月25日～1月28日（第一陣）
- 2 参集場所 ●●●●
- 3 お持ちいただく判定資器材（最低限、Aについてはご持参ください）

A：応急危険度判定時に必要なもの

①判定員登録証 ②判定員手帳 ③ヘルメット ④コンベックス ⑤筆記用具 ⑥雨具 ⑦防寒具 ⑧水筒 ⑨マスク

B：応急危険度判定時にあった方がよいもの

⑩軍手 ⑪携帯電話 ⑫ナップザック

C：応急危険度判定時に出来ればあると便利なもの

⑬双眼鏡 ⑭ペンライト ⑮ホイッスル ⑯デジタルカメラ ⑰コンパス

- 4 お問合せ先
豊島区応急危険度判定実施本部（建築課）
電話：03-3981-1391
メール：A0023000@city.toshima.lg.jp

なお、参集に当たっては、ご自身とご家族の安全確認を行ってからとしてください。
以上、よろしくお願いいたします。

判定活動

判定実施計画

- 判定人数：2名1チーム
- 判定実施期間：9日間（1チーム連続3日間）
- 判定棟数：約20棟／1日



判定対象施設

- 10階建て未満の住宅（戸建て住宅、共同住宅、併用住宅）
※住宅以外の建築物、特殊構造建築物（高層建築物や大スパン構造等）は対象外
※公共建築物は、区が対応する

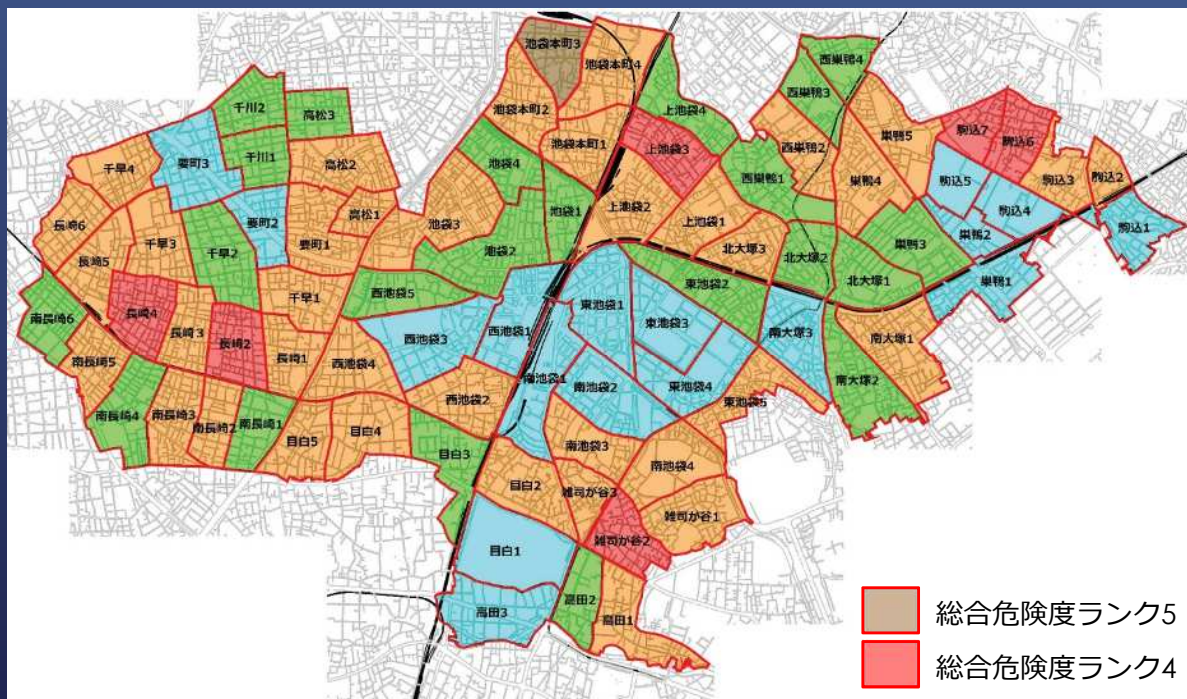
応急危険度判定員の役割分担

タイプA

- 判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について判定を実施する
- **応援判定員**が行う

タイプB

- 所有者等の「要請」に応じた対象の建築物について判定を実施する
- **地元判定員、協定判定員**が行う



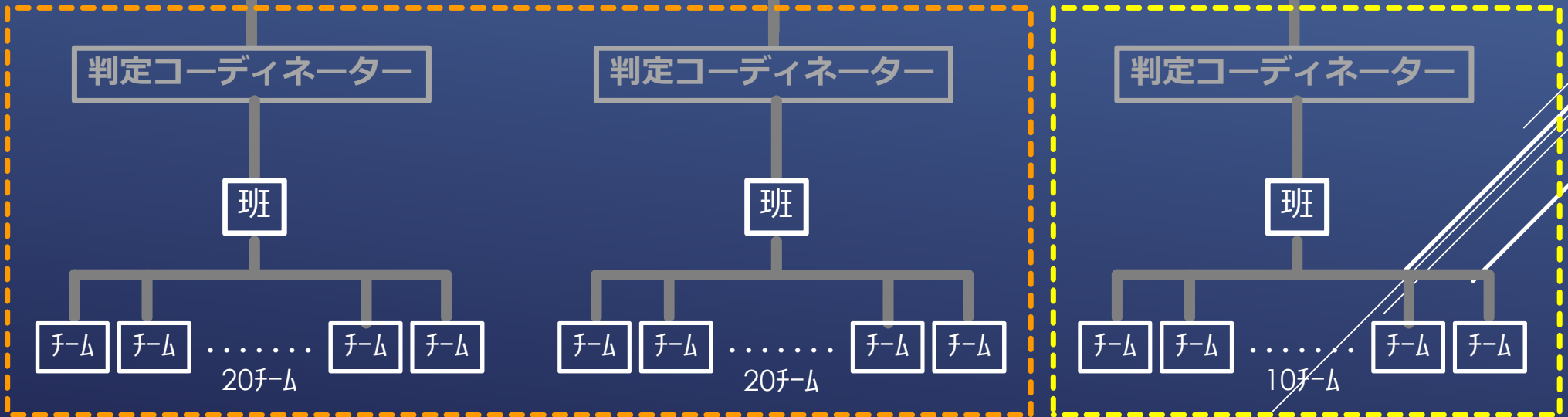
判定実施本部組織図

豊島区都市整備部建築課
判定実施本部

豊島区の判定拠点

タイプA

タイプB



1チーム20棟×2.5日（引継ぎ0.5日）=50棟 ⇨1チームが3日で判定する棟数
 50棟×40チーム=2,000棟 ⇨各陣ごとに判定する棟数（3日間）
 2,000棟×3陣=6,000棟 ⇨3陣全体で判定する棟数（9日間）

1チーム20棟×2.5日（引継ぎ0.5日）=50棟 ⇨1チームが3日で判定する棟数
 50棟×10チーム=500棟 ⇨各陣ごとに判定する棟数（3日間）
 500棟×3陣=1,500棟 ⇨3陣全体で判定する棟数（9日間）

判定活動時の持ちもの

必要なもの

- ①判定員登録証
- ②判定員手帳
- ③ヘルメット
- ④コンベックス
- ⑤筆記用具
- ⑥雨具
- ⑦防寒具
- ⑧水筒
- ⑨マスク

あった方がよいもの

- ⑩軍手
- ⑪携帯電話
- ⑫ナップザック

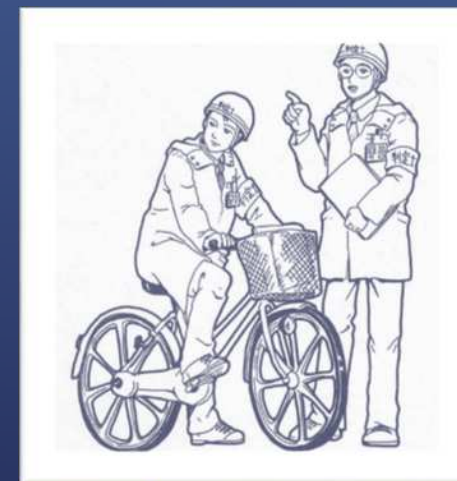
あると便利なもの

- ⑬双眼鏡
- ⑭ペンライト
- ⑮ホイッスル
- ⑯デジタルカメラ
- ⑰コンパス

①、②は必須です。
③～⑥、⑨、⑩については、区でも若干数の用意がありますが、数に限りがあるため、可能な限りご自身でご準備ください。

身分を証明するもの

判定員登録証、判定員手帳、腕章（区から貸与）



街区マップの見方

- 街区マップは、1チームに1街区分配布します。
- 赤点線で囲まれているエリアが、1チームが1日に判定する街区となります。（約20棟程度で予め街区分けしています）
- 判定調査票の**整理番号**、**住宅地図整理番号**は、街区マップ上部欄を参考に記入してください。
- 判定対象街区内の建物に、1から建物番号を記入してください。
- 判定調査票の**建築物番号**は、25（街区番号）－20（建物番号）となります。
- 判定調査票の**建築物名称**、**建築物所在地**は、地図を参考に記入してください。

応急危険度判定街区マップ

街区名	雑司が谷1丁目	整理番号	雑1-②
判定調査日	年 月 日	住宅地図整理番号	49R
判定調査建物数	件		

判定対象

判定調査表 上

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

整理番号 **雑1-②** 調査日時 1 月 22 日 午前 午後 3 時 調査回数 1 回目

調査者氏名 (都道府県/No) 池袋 花子 (東京 / 96-1-12345)
巣鴨 太郎 (東京 / 10-2-54321)

建築物概要

- 1 建築物名称 豊邸・島邸 1.1 建築物番号 25-20
- 2 建築物所在地 雑司が谷1-34 2.1 住宅地図整理番号 49R
- 3 建築物用途 1. 戸建て専用住宅 2. 長屋住宅 3. 共同住宅 4. 併用住宅 5. 店舗 6. 事務所
 7. 旅館・ホテル 8. 庁舎等公共施設 9. 病院・診療所 10. 保育所 11. 工場
 12. 倉庫 13. 学校 14. 体育館 15. 劇場、遊戯場等 16. その他()
- 4 構造種別 1. 鉄筋コンクリート造 2. プレキャストコンクリート造 3. ブロック造
 4. 鉄骨鉄筋コンクリート造 5. 混合構造()と()
- 5 階数 地上 階 地下 階
- 6 建築物規模 1階寸法 約 ア m × イ m

調査方法: ① 外観調査のみ実施 2. 内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判断される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他()

RC

整理番号

雑1-②

建築物番号

25-20

住宅地図整理番号

49R

3	
4	
地上	階
地下	階
ア	m
イ	m

調査方法

1

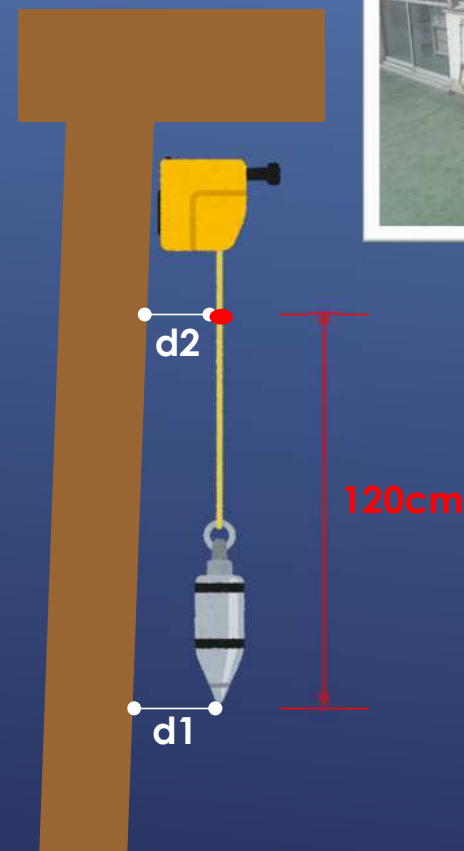
1

④ 不同沈下による建築物全体の傾斜

- おもりの先端と外壁の距離 (d1) を計測する。
- おもりの先端から120cmの位置で、紐取付部と外壁の距離 (d2) を計測する。
※先端から120cmの位置に、**赤い印**を付けてあります。

d1-d2	2cm以下	2cm超～ 4cm未満	4cm以上
勾配	1/60以内	1/60超～ 1/30以内	1/30超
判定結果	Aランク	Bランク	Cランク

- 傾斜は、接道側の1か所以上を計測する。
建物に近づくため、倒壊や落下物に注意する。



判定結果の記入

- 調査票と同じ内容を記載
- 記入する内容
 - ・ 建築物名称
 - ・ コメント
 - ・ 整理番号
 - ・ 判定日時

周囲から見やすい位置に貼ってください

75001111 (東京都豊島区)

応急危険度判定結果

危険

UNSAFE

◆この建物に立ち入ることは危険です
◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい

建物名称 としまななまる邸

住所

(例)
・建築物が傾斜しており倒壊の危険があります
・ブロック塀が傾いており要注意

整理番号 雑司1-②

判定日時 1月22日 午前 午後 3時現在

豊島区 災害対策本部 電話 3981-1111

写真撮影について

以下の写真を撮影してください。

- 表札
- 建物全体
- 被災箇所
- 判定ステッカー

模擬訓練の流れ

- 2人1チームで判定を行います。
- 混雑緩和のため、3班に分けて出発します。
 - 1班 14時20分出発
 - 2班 14時35分出発
 - 3班 14時50分出発
- 本会場から判定対象建築物へは徒歩で移動してください。
- 会場待機時間は、休憩時間とします。
- 現地にて、判定・ステッカー貼付・写真撮影を行ってください。
判定終了後は会場へお戻りください。
(不明点は、職員にお尋ねください。)
- 会場へお戻りになった後、モバイル端末による判定調査をお試しくください。
- 本会場にて、応急危険度判定に関連する内容の展示を行っておりますので、休憩時間にご覧ください。

※現地の特に足元は危険な状態
ですので、お気を付けください。



判定結果入力について

現地で判定した結果を、以下のフォームから入力してください。



15時50分までに、
自席へお戻りください。

<https://logoform.jp/form/gXWR/1399847>